

注意文言等の広告表示に関するマニュアル

製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準(以下、「第一自主規準」という。)4.(2)g.、加熱式たばこ製品の製造たばこ部分に係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準(以下、「第二自主規準」という。)4.(2)f.及び加熱式たばこ製品の製造たばこ以外の部分に係る広告及び販売促進活動及び包装に関する自主規準(以下、「第三自主規準」という。)の規定に基づく注意文言等の広告表示については、以下により、消費者が十分識別できるよう、読みやすく明瞭に表示するものとし、次のとおり定める。

Ⅰ. 第一自主規準 4.(2)b.及び第二自主規準4.(2)b.の規定に基づく広告表示

(Ⅰ) 表示文言

α. 紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ

次の①、②及び③の文言を表示することとし、各注意文言は改行して表示する。

① 「20 歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。」

② 次に掲げる文言の一つ

「たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。」

「望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。」

「たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます。」

「たばこの煙は、子供の健康にも悪影響を及ぼします。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。」

「妊娠中の喫煙は、胎児の発育不全のほか、早産や出生体重の減少、乳幼児突然死症候群の危険性を高めます。」

③ 次に掲げる文言の一つ

「喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。」

「喫煙は、肺がんをはじめ、あなたが様々ながんになる危険性を高めます。」

「喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心

疾患や脳卒中になる危険性を高めます。」

「喫煙は、あなたが肺気腫など慢性閉塞性肺疾患（COPD）になり、呼吸困難となる危険性を高めます。」

「喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。」

b. かみたばこ及びかぎたばこ

次の①、②及び③の文言を表示することとし、各注意文言は改行して表示する。

ただし、かぎたばこの場合、「かみたばこ」を「かぎたばこ」にかえる。

① 「20 歳未満の者の使用は、法律で禁じられています。」

② 次に掲げる文言の一つ

「妊娠中のかみたばこの使用は、妊娠高血圧症候群、早産や出生体重の減少のおそれがあります。」

「誤飲を防ぐため、たばこは、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄しましょう。」

③ 「かみたばこの使用は、あなたが口腔がん等のがんになる危険性を高めます。ニコチンには依存性があります。」

c. 加熱式たばこの製造たばこ部分

次の①、②及び③の文言を表示することとし、各注意文言は改行して表示する。

① 「20 歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。」

② 次に掲げる文言の一つ

「加熱式たばこの煙（蒸気）は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。」

「望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。」

「加熱式たばこの煙（蒸気）は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。」

③ 「加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質や、依存性のあるニコチンが含まれるなど、あなたの健康への悪影響が否定できません。」

d. 製造たばこ代用品

次の①及び②の文言を表示することとし、各注意文言は改行して表示する。

① 次に掲げる文言の一つ

「たばこの代用品の煙は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。」

「望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。」

「たばこの代用品の煙は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの代用品の誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。」

② 「たばこの代用品の煙は、発がん性物質が含まれるおそれがあるなど、20 歳

未満の者を含め、あなたの健康への悪影響が否定できません。」

- e. 広告の合計面積が 40,000mm² 以下の広告の場合や、販売店のファサード看板など長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に広告を掲載する場合は、上記 a. 及び c. の規定にかかわらず、製造たばこの区分に応じ、次の文言を表示することができる。

① 紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ

「20 歳未満の者の喫煙は禁じられています。たばこの煙は、あなたや周りの人が肺がん、虚血性心疾患、脳卒中になる危険性を高めます。」

② 加熱式たばこ

「20 歳未満の者の喫煙は禁じられています。加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質が含まれるなど、あなたや周りの人の健康への悪影響が否定できません。」

(2) 表示方法

a. 新聞、雑誌、ポスター、パンフレット、リーフレット等印刷物等による広告

- ① 広告の合計掲出面積の 15% に相当する面積を持つ帯状の白地部分を設けて表示スペースとし、黒文字で表示する。ただし、白地に黒文字を用いることで視認性が損われる場合には、読み易さを確保するために、黒地に白文字を用いることができる。
- ② 表示スペースには、上記 1. (1) 及び下記 3. (1) に規定する文言以外を表示しないこととする。
- ③ 上記 1. (1) に規定する文言は、年間を通じておおむね均等になるように選択し表示する。
- ④ 変形の広告等で、合計掲出面積の 15% を表示スペースとすることが困難な場合は、15% 以上とすることができる。
- ⑤ パンフレット、リーフレット等で冊子状の印刷物を作成する場合には、外表紙又は主たる広告の掲載ページのいずれか 1 か所にのみ、その面積の 15% を表示スペースとして表示を行うことができる。
- ⑥ 表示例
別紙 1 のとおりとする。

b. 販売店のファサード看板など長期固定の店舗設備としての機能を有する物品による広告

- ① 広告の合計掲出面積の 15% に相当する面積を持つ帯状の白地部分を設けて表示スペースとし、黒文字で表示する。ただし、白地に黒文字を用いることで視認性が損われる場合には、読み易さを確保するために、黒地に白文字を用いることができる。
- ② 表示スペースには、上記 1. (1) 及び下記 3. (1) に規定する文言以外を表示

しないこととする。

- ③ 変形の広告等で、合計掲出面積の 15%を表示スペースとすることが困難な場合は、15%以上とすることができる。

c. 映像による広告

① 動画の場合

(a) 上記 1.(1)及び下記 3.(1)に規定する文言を単独で 1 画面に表示する。

(b) 露出秒数は 3 秒以上とする。ただし、広告が 15 秒以内の場合は 2 秒とできる。

② 静止画の場合

上記 1.(2)a.に準ずる。

(3) 文字等

a. 上記 1.(1)に規定する文言の書体は中ゴシック BBB 及びそれに類似する明瞭に判別できる字体を用いて表示する。

b. 上記 1.(1)a.乃至 d.に規定する文言の文字の大きさは、次のとおりとする。

① 原則

広告の合計掲出面積が 62,370mm²(A4 サイズ相当)の場合、紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ、かぎたばこ及び製造たばこ代用品(以下、「紙巻たばこ等」という。)の広告においては 17.5 ポイント以上、加熱式たばこの製造たばこ部分の広告においては 16.5 ポイント以上とし、その他の合計掲出面積の場合は次の計算式により算出されるポイント数以上とする。

紙巻たばこ等の広告

$$\text{【ポイント数】} = 17.5 \times \sqrt{\left(\text{当該広告の合計掲出面積} \right) \div 62370}$$

加熱式たばこの製造たばこ部分の広告

$$\text{【ポイント数】} = 16.5 \times \sqrt{\left(\text{当該広告の合計掲出面積} \right) \div 62370}$$

<参考>

広告の合計掲出面積	紙巻たばこ等の広告における文字の大きさ	加熱式たばこの製造たばこ部分の広告における文字の大きさ
999,949mm ² (A0サイズ相当)	70.1ポイント以上	66.1ポイント以上
499,554mm ² (A1サイズ相当)	49.6ポイント以上	46.7ポイント以上
249,480mm ² (A2サイズ相当)	35.0ポイント以上	33.0ポイント以上
124,740mm ² (A3サイズ相当)	24.8ポイント以上	23.3ポイント以上
62,370mm ² (A4サイズ相当)	17.5ポイント以上	16.5ポイント以上

- ② 第一自主規準4.(2)d.及び第二自主規準4.(2)c.の規定に基づく文言を表示する必要がある場合

上記 1.(1)a.乃至 d.に規定する文言の文字の大きさは、広告の合計掲出面積が 62,370mm²(A4 サイズ相当)の場合、紙巻たばこ等の広告においては 16 ポイント以上、加熱式たばこの製造たばこ部分の広告においては 15 ポイント以上とし、その他の合計掲出面積の場合は次の計算式により算出されるポイント数以上とする。

紙巻たばこ等の広告

$$\text{【ポイント数】} = 16 \times \sqrt{\left(\text{当該広告の合計掲出面積} \right) \div 62370}$$

加熱式たばこの製造たばこ部分の広告

$$\text{【ポイント数】} = 15 \times \sqrt{\left(\text{当該広告の合計掲出面積} \right) \div 62370}$$

<参考>

広告の合計掲出面積	紙巻たばこ等の広告における文字の大きさ	加熱式たばこの製造たばこ部分の広告における文字の大きさ
999,949mm ² (A0サイズ相当)	64.1ポイント以上	60.1ポイント以上
499,554mm ² (A1サイズ相当)	45.3ポイント以上	42.5ポイント以上
249,480mm ² (A2サイズ相当)	32.0ポイント以上	30.0ポイント以上
124,740mm ² (A3サイズ相当)	22.7ポイント以上	21.3ポイント以上
62,370mm ² (A4サイズ相当)	16.0ポイント以上	15.0ポイント以上

- ③ 注意文言が著しく読みにくくなる場合
- ④ 上記①及び②に基づき定められた文字の大きさで表示すると注意文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、上記①及び②に基づき定められたポイント数を、当該広告の合計掲出面積が124,740mm²以下の場合は1を、当該合計掲出面積が124,740mm²超の場合は上記①及び②に基づき定められたポイント数の5%をそれぞれ超えない範囲において減じることができる。

- c. 上記 b.①及び②の計算式により算出されるポイント数が14ポイント未満となる場合、上記1.(1)e.に規定する文言を使用し、文字の大きさを14ポイント以上とするよう推奨する。上記1.(1)e.に規定する文言を使用しても、文字の大きさを14ポイント以上とすることが困難な場合、可能な限り大きな文字で表示することとする。

2. 第一自主規準4.(2)c.の規定に基づく広告表示

(1) 表示文言

法令で定める方法により測定したたばこ煙中に含まれるT/N量及び次の文言
「ニコチン・タールの摂取量は、吸い方により製品に表示された値とは異なります。」

(2) 表示方法

- a. 上記(1)に規定する文言はT/N量の近くに表示する。

- b. 表示例
別紙1のとおりとする。

(3) 文字等

- a. 書体は中ゴシックBBB及びそれに類似する明瞭に判別できる字体を用いて表示する。
- b. 上記(1)に規定するT/N量及び文言の文字の大きさは、同一とする。

3. 第一自主規準4.(2)d.及び第二自主規準4.(2)c.の規定に基づく広告表示

(1) 表示文言

製品広告に mild、light 等の形容的表現を用いる場合は、上記1.(1)の表示文言の下に改行して、次の文言を例として表示する。

「●●」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。」

(2) 表示方法

- a. 上記1.(2)に準ずる。

- b. 表示例
別紙1のとおりとする。

(3) 文字等

- a. 書体は中ゴシックBBB及びそれに類似する明瞭に判別できる字体を用いて表示す

る。

- b. 文字の大きさは、例えば広告の合計掲出面積が 62,370mm² (A4 サイズ相当) の場合、12 ポイント以上とし、その他の合計掲出面積の場合は次の計算式により算出されるポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 12 \times \sqrt{\left(\text{当該広告の合計掲出面積} \right) \div 62370}$$

<参考>

広告の合計掲出面積	広告における文字の大きさ
999,949mm ² (A0サイズ相当)	48.1ポイント以上
499,554mm ² (A1サイズ相当)	34.0ポイント以上
249,480mm ² (A2サイズ相当)	24.0ポイント以上
124,740mm ² (A3サイズ相当)	17.0ポイント以上
62,370mm ² (A4サイズ相当)	12.0ポイント以上

- c. 上記 b.に基づき定められた文字の大きさで表示すると、上記 1. に規定する文言が明瞭に表示できない場合に限り、必要に応じ、上記 b.に基づき定められたポイント数を減じることができる。

4. 第一自主規準4.(2)e.及び第二自主規準4.(2)d.の規定に基づく広告表示

以下のものについては、上記 1.(1)a.乃至 d.、及び上記 3.(1)の文言が、周囲に表示されていること。

- たばこの代金支払場所等に設置された広告物のうち製品広告の合計掲出面積が 25,000mm² 未満のもの
- 製品広告の合計掲出面積が 2,500mm² 未満の販売促進物品
- 面積が著しく小さい広告その他の上記 1.~3.に掲げる文言の全部を表示することが困難な広告

5. 第三自主規準4.(2)h.の規定に基づく広告表示

表示文言は、20 歳未満の者は当該加熱式たばこ製品を使用できない旨等、20 歳未満の者の喫煙防止に資する文言とする。

広告面がA4サイズの表示例

SIZE : 80%

Font: 中ゴシックBBB及びそれに類似
する明瞭に判別できる字体

*T/N量等について、広告中の
製品の画像又は製品名の近くに、
明瞭に読みやすく表示する。

タール○mg ニコチン○mg
ニコチン・タールの摂取量は、
吸い方により製品に表示された
値とは異なります。

Font : 中ゴシックBBB及びそれに類似 Size : 16 points (A4_100% 時)
する明瞭に判別できる字体

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じら
れている場所では喫煙できません。
喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾
患や脳卒中になる危険性を高めます。

「LIGHTS」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。

※表示例は中ゴシックBBの類似フォントを使用

Font : 中ゴシックBBB及びそれに類似 Size : 12 points (A4_100% 時)
する明瞭に判別できる字体